フィリピンの先住民と国際移動

森谷裕美子

問題の所在

2014年4月に日本の技能実習制度のもと岐阜県の鋳造会社で働いていたフィリ ピン人男性ジョーイ・トクナン(Joey M. Tocnang)が帰国の3か月前に突然、心 疾患で亡くなった。2016年、彼の死は長時間労働による過労死であると認定され たが、その前年度までこのような認定はなく、異例のことだという。彼は先住民の カンカナイ族で、ルソン島北部にあるマウンテン州(Mountain Province)を構成 する郡(municipality)のひとつバウコ(Bauko)に住んでいたが、家族を養うた め 2011 年に来日していた。彼は、最低賃金はもらっていたが、1 カ月に 78 時間半 ~122 時間半の時間外労働をしていたようで、そこで稼いだお金のほとんどは毎月 フィリピンの家族に送金していた。しかし、残業は本人が望んだことで、鉄の切削 や溶かした金属を流し込む型の薬品塗布など、そこでの仕事は過酷なものであった が、労働環境が厳しいことは面接でフィリピンに来た会社の社長から事前に聞いて いたという(1)。こうした日本の外国人労働者が死傷するのは、実は珍しいことでは なく、厚生労働省の「平成31年/令和元年労働災害発生状況の分析等」における 日本の外国人労働者の死傷災害発生状況に関する報告によると、労働基準法に則り 4週間で4日以上の休日を与えている会社での死傷者は3.928人、うち技能実習生 は1,393人で、国別ではフィリピンがベトナム、中国(香港等を含む)、ブラジル に続き4番目に多かった。こうした外国人の死傷者数は年々増加しており、2019 年には 2015 年の約 2 倍、技能実習生は約 1.6 倍になった⁽²⁾。

これまでフィリピンでは、多くの国際移民労働者(international migrants)を世界中に送出してきたが、こうした国際移民労働は20世紀後半のグローバリゼーションの進展による世界規模での情報や人、物の移動によっていっそう拍車がかけられるようになり、その数が急増しているという [ILO 2004]。この近年の国際移動には、人の流れの加速化、多角的な移動パターン、多様な階層の移動、地方出身者の多さなどの特徴がみられるが、これを小井土は、きわめて複雑な様相を呈する新たな「グローバルな移民の段階」ととらえ、このような流れが国民国家の領域管理や経済・社会政策に大きな衝撃を与え、捉えがたい移民政策上の多様な問題を生み出していると指摘している [小井土 2003:15]。とりわけ地方出身者の多さはし

ばしばその背景に厳しい貧困状況があるといわれており、フィリピンでも国際移民 労働者の多くが所得水準の低い地域からプッシュされてダイレクトに、あるいはマニラを経由して海外に就労して比較的単純な労働に従事しているといわれてきた。そのいっぽうでフィリピンでは、比較的経済的に余裕のある専門的な技能や知識をもつ多くの人々が海外へ移動しているのであって、そうした頭脳流出もまた大きな社会問題となっている〔森谷 2010〕。

こうした移民たちは、貧困状況が深刻なフィリピンでは、しばしば「家族のために犠牲になって働く無力で受け見の存在」としてステレオタイプ的に表象されてきたが、実際には上述のように必ずしもすべての国際移民労働者が貧困であるわけではなく、その目的も、それを支える家族や親族、地域社会の状況も大きく異なっている。それにもかかわらず、国際移民労働へと向かう人々がいったい「どのような人々」であるのかが国全体の統計値のなかに現れることはほとんどなく、とりわけフィリピンは100以上の民族からなる多民族国家であるが、「辺境に住み伝統的な生活を営む」ことでしばしば差別や偏見の対象となってきた先住民の多くが、今では日本で国際移民労働者として働いているということを知る人は少ない。

そこで本稿では、フィリピンでもっとも社会的、文化的、経済的に周縁化されているといわれる先住民の国際移動に注目し、国際移動労働は今やフィリピン国家やその国民を支える上でなくてはならないものとなっているが、そうした中央から物理的にも社会的にも遠く離れた先住民の住むローカルでは、いったいどのようにこの「グローバルな移民の段階」が展開されているのかを検証し、きわめて複雑な様相を呈する「グローバルな移民の段階」の一側面を明らかにしたい。

なお、本研究は、2020~22 年度科学研究費補助金(基盤研究 (C))「先住民の出稼ぎ労働をめぐる国際移動・国内移動」(課題番号 20K01221)による研究成果の一部である。

1フィリピンの国際移動

(1) 国際移民労働の現状

フィリピンでは、海外で就労するフィリピン人を一般に OFWs (Overseas Filipino Workers) と呼んでいるが、この OFWs による家族への送金が国家にとって貴重な外貨獲得手段となっていることから、その送り出しを重要視し、国家政策として国を挙げその支援を行っている。特にその中心的な役割を果たすのが労働雇用省 (Department of Labor and Employment: DOLE) の管轄下にある海外雇用庁 (Philippine Overseas Employment Administration: 以下 POEA) と海外労働者福祉庁 (Overseas Workers Welfare Administration: 以下 OWWA) で、POEAは OFWs の渡航にかかわる管理業務、事前のオリエンテーションやセミナー、民間斡淀仲介業者の監督を行い、OWWA は OFWs とその家族にたいする福祉・厚

生にかかわっている⁽³⁾。

フィリピンがこれまで多くの国際移民労働者を送り出してきたことはすでに述べ たが、こうしたフィリピン人の国際移動の歴史は古く、20世紀初めにまで溯るこ とができる。そのきっかけとなったのはアメリカによるフィリピンの植民地支配で あり、1898年の米西戦争の結果、アメリカがスペインに代わりフィリピンを領有 すると、ハワイでのサトウキビ・プランテーションで農作業に従事する契約労働者 としてフィリピン人が雇用されることになった。そこでの生活は決して恵まれたも のではなかったようだが、概してハワイに渡った労働者たちは現地での将来に希望 を抱き、定住する傾向が強かったようで、やがてハワイの労働需要が減ると、なか には帰国した者もあったが、その多くはアメリカ本土に渡って野菜や果物の収穫に 従事するようになったという。しかし 1934 年に制定されたフィリピン独立法^⑷に よってフィリピンに自治政府が樹立されるとフィリピン人は「外国人」とみなされ るようになり、ハワイを含むアメリカへの移民は年間50人までに限定されてしま うが、その後、アメリカへの移住規制は徐々に緩和されていき、1946年のフィリ ピン独立の直前には軍関係者とその家族、医師、看護師、エンジニアなどの専門職 やビジネスマンが永住移民としてアメリカへ渡っていった。1965年にアメリカ移 民法が改正されるとフィリピン人の移動はさらに進み、またアジアでも朝鮮戦争や ベトナム戦争の影響でベトナム、タイ、日本、グアムなどの米軍基地で働く労働者 の需要が高まり1950年代~60年代にかけてアジアでの非専門職のフィリピン人労 働者の雇用が増加していった〔山形 1991:146-147、岸脇 2015:26-27〕。 いっぽう 世界的な好況により 1960 年代~70 年代前半に石油の需要が急増したことで、産油 国への生産労働に従事する外国人労働者にたいする需要が増大すると、この機に乗 じたフィリピン政府が失業者の増加や対外債務の膨張といった国内の深刻な問題を 解決するため積極的に海外雇用政策を導入するようになり、今度は中東への移民が 増大する。1980 年代になってその数は減少するが、それに代わって新興工業経済 地域(Newly Industrialized Countries: NIEs)が大量の外国人労働者を吸収する ようになり、こうして現在では、世界中のほとんどの国に何らかの形でフィリピン 人労働者が POEA を通じて送り出されるようになった。このような国策としての 労働力の輸出は、若干の修正を伴いながら現在も積極的に行われており、年によっ てその数に多少の増減はあっても、依然として年間の新規雇用者・再雇用者数は増 加傾向にある〔Tigno 2000、岸脇 2015:27〕。

フィリピンの 2020 年 12 月 20 日現在の人口は、国際連合人口基金の推計によると 1 億 1 千 26 万 744 人で⁽⁵⁾、そのうち 2019 年 4~9 月の半年間に海外で働いていた OFWs の数は、フィリピン国家統計局(Philippine Statistic Authority: 以下 PSA)の調べでは約 220 万人にのぼった。これらの大半は陸上の労働者(96.8%)で残りは船員であるが、これを職種別でみると、OFWs 全体の約 5 分の 2(39.6%)の人々が単純作業(elementary occupations)に従事しており、次に多いのがサービス・販売従事者(service and sales workers)の 18%、設備・機械の運転・組立

工(plant and machine operators and assemblers)が次いで 12.2%、技術者、準専門的職業従事者(technicians and associate professionals)が 8.7%、専門的職業 従事者(professionals)が 8.5%、技能工および関連職業の従事者(craft and related trades workers)が 8.1%であり、フィリピンでは単純作業に従事する者がきわめて多いことがわかる。出身地域別でもっとも多いのはマニラ首都圏に南接するカラバルソン地域で全体の約 5 分の 1 の 20.7% を占めており、中部ルソン 13.3%、マニラ首都圏 9.7%、フィリピン中部の西部ビサヤ地方 9.0% と続く (6) 。渡航先は西アジアがその半数近くを占めるが、その他のアジア地域(東、南、東南アジア)では、日本が香港、台湾、シンガポールに次いで 3.8% を占めているという (7) 。

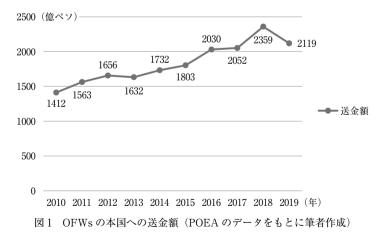
(2) 貧困と海外移住労働

こうした OFWs のフィリピン国家における最大の貢献が海外送金による外貨の獲得であるのはいうまでもないが、これも年々増加しており(図 1)、フィリピンでは GDP に占める家計最終消費支出(household consumption)の比率が約 70%と高く、これに直接的に寄与する海外在留のフィリピン人 $^{(8)}$ (Overseas Filipino:以下 OF)や OFWs による本国への多額の海外送金がフィリピン経済の支えとなっており、その存在感は大きい $^{(9)}$ 。世界銀行によると、フィリピンの 2019 年の海外からの送金総額はインド、中国、メキシコに次いで世界第 4 位であり、国内総生産 (GDP)の約1割を占めている $^{(10)}$ 。フィリピン人を国際移民労働に向かわせる誘因は、なによりも国内で働くより高い収入が得られることであり、派遣される労働者の家族の生活は海外就労による所得に大きく依存することになる [二村 2004:109]。

先に述べたように毎年、多くの国際移民労働者がフィリピンから排出されるとい う現象の背景には、しばしば貧困の問題があるとされている〔二村 2004:114-122〕。もちろん何を基準に分析するかによっても結果は異なってくるのだろうが、 ここで OFWs の出身地と貧困との関係について単純に 2018 年の統計でみてみると、 フィリピン全体の貧困ラインが 12.855 ペソで貧困率が 16.1%なのにたいし $^{(11)}$ 、貧 困率が55.4%ともっとも高かったバンサモロ・ムスリムミンダナオ自治地域(貧困 ラインは13.578ペソ)のOFWsが占める割合は2.1%にすぎず、次に貧困率が 32.4%と高いサンボアンガ半島(Region VI)(貧困ラインは11,987ペソ)でも OFWs が占める割合は 2.5%、貧困率 28.3% のカラガ (Region XIII) (貧困ライン は 12,314 ペソ) でも 1.8%、貧困率 27.2%の中部ミンダナオ (Region XII) (貧困ラ インは 12,067 ペソ)もまた 4.6%と低かった。逆に OFWs の占める割合が 17.9%と 1番高かったのは数多くの工業団地が集中するカラバルソン地域(Region IV-A) (貧困ラインは13,528ペソ)で貧困率は7.6%、主要な経済特区を含む中部ルソン (Region III) は OFWs の占める割合が 14.3% と 2 番目に高かったが貧困率は 7.8% で (貧困ライン 12.885ペソ)、貧困率でみるとこの2地域はマニラ首都圏の2.3% (貧 困ライン14,102ペソ)に続き2番目、3番目に低かった。いっぽう一番貧困率が低 いフィリピン最大の経済圏であるマニラ首都圏の OFWs の占める割合は9.3%で3

番目にその割合が高かった⁽¹²⁾ [PSA 2019a]。ただし、これを延べ数でみると状況は異なり、現在ないしはかつて OFWs だった人の割合が1番高かったのはバンサモロ・ムスリムミンダナオ自治地域の23.8%である。いっぽう、これをフィリピン全体の年間収入の五分位(Wealth quintile) (13) でみれば、1番多いのは第V五分位階級(一番年間収入の高いグループ)であって [PSA 2019b: 24]、これらのことから、地域の貧困状況と OFWs の数の相関関係はきわめて複雑で、その指標や年度によっても異なっており、国際移民労働者を多く送り出す要因が必ずしも貧困と直接的に結びついているとは限らないことがわかる。

このように、貧困状況にある人だけでなく、比較的豊かな人の多くが OFWs として海外へ働きに行っているという事実にたいし、アンは、国際移民労働に必要な初期投資や情報の入手が実際に可能なのは比較的豊かな人々に限られており、そうした豊かな人々がたとえ OFWs として排出されても、結局、豊かな地域の OFWs の送金はその豊かな家族に直接渡されるのであって、むしろ同じ地域の貧しい人々との格差が広がることになると指摘しており [Ang 2014:69-70]、国際移民労働が必ずしも貧困問題を解決するもっとも有効な手段とはいえないことがわかる。しかし、そのいっぽうで、ますます多くの人々が国際移民労働をするようになれば、貧しい人々もまたそうしたネットワークに容易にアクセスすることができるようになり、長期的にみれば海外送金が地域内の経済格差を是正する。すなわち、最初に豊かな人々にだけもたらされた国際移民労働の恩恵が、やがて貧しい人々にももたらされるようになるのであって、逆さの U 字曲線を描くように、国際移民労働は地域の貧富の格差を是正する有効な手段となりうるとの指摘もある [Taylor 2006:5-6]。



2 日本との関係

(1) 日本のフィリピン人労働者

日本の外国人労働者の数は増加傾向にあり、前年の同期と比べると 2019 年は 13.6% 増加の 1,658,804 人で、外国人労働者を雇用する事業所数も 12.1% 増加の 242,608 か所であった。在留資格別では、専門的・技術的分野の在留資格の労働者数が 329,034 人で前年から 18.9%の増加、定住者(主に日系人)や永住者、日本人の配偶者など身分にもとづく在留資格の労働者数は 531,781 人で同じく 7.3% 増加、技能 実習 は 383,978 人で 24.5% 増加、経済連携協定(Economic Partnership Agreement: EPA)にもとづく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者などの特定活動は 41,075 人で 15.3% 増加、留学生のアルバイト等資格外活動は 372,894 人で 8.5% 増加となっており、いずれも大幅な増加が見られる。そうした増加の要因は、現状はどうあれ、日本政府の見解では、①政府が推進している高度外国人材や留学生の受入れが進んでいること、②雇用情勢の改善が着実に進み、「永住者」や「日本人の配偶者」等の身分にもとづく在留者の就労が進んでいること。③技能実習制度の活用により技能実習生の受入れが進んでいることなどがその背景にあると考えられるという(14)。

日本で就労する外国人のうちフィリピン人は 179,685 人(全体の 10.8%)で、中国人(418,327 人:同 25.2%)、ベトナム人(401,326 人:同 24.2%)に次いで 3 位であり、その数は年々増加傾向にある。ただし、この増加傾向は 2010 年以降のもので、それ以前に日本へやって来た OFWs とそれ以降の OFWs ではその状況が大

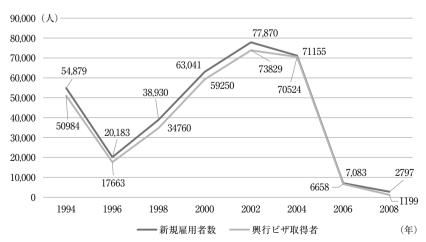


図 2 2008 年以前の OFWs の日本の新規雇用者と興行ビザ取得者 (POEA のデータをもとに筆者作成)

きく異なっており、2006 年頃にはいったんその数が激減している。その最大の理由は、それ以前の 1980 年代から 2005 年には多数のフィリピン人が毎年数万単位でエンターテイナーとして日本にやって来ていたが(図 2)、このエンターテイナーに発給される「興行ビザ」が人身取引を助長し、しばしば人権侵害を起こしているとの批判が起こり、これを受け日本政府がエンターテイナーを労働者として認め権利を付与する代わりに興行ビザの発給を引き締めたことによる「鈴木 2009:45〕。

現在のOFWsを在留資格別でみると、専門的・技術的分野の在留資格の労働者数が11,579人で全体の6.4%、身分にもとづく在留資格の労働者数は125,197人で69.7%、技能実習は34,965人で19.5%、特定活動は5.125人で2.8%、資格外活動は2,819人で1.6%となっている。ちなみに2005年頃までその多数を占めていたエンターテイナーの興行は、「教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、技能、特定技能」とともに、専門的・技術的分野の在留資格に含まれており、興行のみの数値は明らかでないが、専門的・技術的分野の在留資格の割合が全体の6.4%に過ぎないことから、エンターテイナーの数も少ないであろうと推察される。これを外国人労働者全体と比較してみると、専門的・技術的分野の在留資格は19.8%、身分にもとづく在留資格は全体の32.1%、技能実習は23.1%、特定活動は2.1%、資格外活動は22.5%となっており、フィリピンは専門的・技術的分野の在留資格の労働者が相対的に少なく、その多くが身分にもとづく在留資格であることがわかる(15)。

(3) 技能実習生

上述のように、近年のフィリピン人の日本の新規雇用者数の増加には技能実習生の増加が大きく関係しているが、その技能実習制度の目的・趣旨には、「わが国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該地域等の経済発展を担う『人づくりに寄与する』という国際協力の推進」であり、またその基本理念として、技能実習は「労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」と定められている。その受け入れ方式には、日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する企業単独型と、事業協同組合や商工会などの監理団体が技能実習生を受け入れ、傘下の企業などで技能実習を実施する団体監理型の2つのタイプがあるが、そのほとんどは団体監理型で2018年末では企業単独型の受入れは2.8%、団体監理型の受入れは97.2%だった(16)。

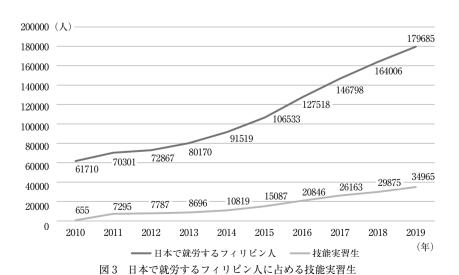
技能実習制度は、高度経済成長期の1960年代後半頃から海外の現地法人などの 社員教育として企業が個別に行ってきた研修制度をもとに、1982年にそれまでの 研修を制度化する形で「外国人研修制度」として開始され、以降、労働力不足が顕 在化していくなかで研修生の受け入れが拡大していくが、1993年には、研修終了 後一定の要件を満たした研修生に就労を認め、雇用関係のもとで実践的な技能を習 得させるという技能実習制度も開始された。ただし、技能実習といっても在留資格 は「特定活動」であり、研修を前提に「研修+技能実習」という形で2年間の滞在 を認めるに過ぎなかった。この技能実習制度が大きな転換点を迎えるのは2010年で、 入管法の改正により2009年には在留資格に「技能実習」が正式に設けられ、雇用 主は実習牛と雇用契約を結び、日本人と同等に最低賃金以上の給与を支払うことが 必要となっただけでなく、社会保険も適用されるようになり、これによって、外国 人技能実習生の受け入れに掛かる受入側の費用は日本人を雇用するのとあまり変わ らなくなった [宮入 2018:118-120]。技能実習には、技能実習 1 号と技能実習 2 号という区分があり、技能実習1号とは技能実習を目的とする外国人に入国初年度 に付与される在留資格で在留期間は1年または6ヶ月である。いっぽう技能実習2 号とは技能実習1号での在留期間に得たノウハウや技術をさらに習熟させるために 与えられる在留資格であり、技能実習の1年目は技能実習1号となり2年目、3年 目には技能実習2号に移行することが可能で、この技能実習2号へ移行することで 3年間、技能実習3号へ移行すれば5年間に実習期間を延長することが可能である(17)。 なお 2017 年末の技能実習生の数は 274.233 人、そのうち技能実習 2 号への移行者 数は86.583人で、技能実習の可能な77職種のうち技能実習2号への移行者が多い 職種は、①食品製造関係 ②機械・金属関係 ③建設関係であった(18)。さらに 2019 年には、深刻化する人手不足に対応するため特定の産業分野において一定の専門 性・技能を有し即戦力となる外国人材を受入れることを目的とした在留資格「特定 技能 | も新設され、新たな外国人材の受入れが可能となっている(19)。

しかし、日本政府はそもそも外国からの人材の流入による国内労働市場への影響を危惧し、これまで高度人材は積極的に受け入れるとしても単純労働力として外国人の受け入れは行わないことにしていた。そのいっぽうで、労働力不足が深刻化し国内での確保が困難な状態のまま、途上国の人材育成という「建て前」の下で労働力不足を補ってきたのが最初に開始された研修生制度と同じく技能実習制度の基本的な性格であり、当初はこの制度を直接規律する法律もなく、違法な長時間労働や不当な外出制限、暴行などの人権侵害、賃金未払いなどといった不適切な運用がみられただけでなく、失踪による不法滞在者を生むなどさまざまな社会問題が発生した。そのため、こうした問題の発生を未然に防ぎ技能実習生を保護する目的で、2016年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が公布され、その翌年には同法にもとづいて外国人技能実習機構が設立されている〔筒井 2020:9-10〕。先の技能実習生だったフィリピン人男性ジョーイは、まさにこうした法律が整備される前の犠牲者の1人であった。

日本で就労するフィリピン人の数は、厚生労働省の「外国人雇用状況」によると2010年は61,710人でそのうち技能実習生は655人に過ぎなかったが、2019年には就労者数が179,685人と3倍近くに増加し、技能実習生もまた34,965人とその2割近くを占めるようになった(図3)。職種については、外国人技能実習機構の実習計画認定数によれば建設関係が7,012人と圧倒的多数を占め、次いで機械・金属関係が4,480人、食品製造関係が3,616人、農業関係が3,486人、繊維・衣服関係が

667 人、漁業関係が 22 人と続く⁽²⁰⁾。

この技能実習生をめぐっては、日本とフィリピンの間で2017年に「技能実習生 の送出しや受入れに関する約束を定めることにより、技能実習制度を通じて日本か らフィリピンへの技能等の移転を適正かつ円滑に行い、国際協力を推進する | こと を目的とした「日本国法務省・外務省・厚生労働省とフィリピン労働雇用省との間 の技能実習に関する協力覚書 (Memorandum of Cooperation on the Technical Intern Training Program between the Ministry of Justice, the Ministry of Foreign Affairs and the Ministry of Health, Labor and Welfare of Japan and the Department of Labor and Employment of the Republic of the Philippines: MOC)」の署名が行われている(21)。フィリピンでは海外への労働者の派遣が国家 政策として重視されてきたことは既に述べたが、技能実習に関しては2010年まで 労働雇用省技術教育技能開発庁(Technical Education and Skills Development Authority: TESDA) が管轄省庁であったが、その後 POEA の管轄となり、また 在京フィリピン大使館内にある海外労働事務所(Philippine Overseas Labor Office:以下 POLO)が実習生のモニタリングと保護を行うなど、積極的に政府が その支援を行っている。また送り出しについては、送出機関間の競争が激化するな かサービスの質の向上とダンピングの回避を目的に、日本への人材派遣業に従事し てきた送出機関による「日本向け人材派遣フィリピンコンサルタント協会(Japan Employment Providers of the Philippines and Consultants' Association: IEPPCA) | や、日本の技能実習を扱う送出機関のみが集まる「フィリピン技能実 習制度取り扱い認可機関 (Association of Philippine Licensed Agencies for Technical Internship Program: APLATIP)」などが創設されており、いずれも厳



(厚生労働省のデータをもとに筆者作成)

しい条件をクリアした送出機関のみが入会可能で POEA とも太いパイプをもっている。2019 年の政府認定送出機関は 305 社であったが、いずれも説明会などを通じて人材を募集し、選考試験や面接に合格した人材にたいして日本語教育を行い、求人票にもとづき人材プールから人選して技能実習生を送り出しており、日本語教育などの人材開発コストはすべて日本企業が負担するが、その分求められる人材のレベルも高く、派遣までのさまざまな過程で個々人の能力や態度を細かくチェックし質の高い人材の確保に努めている。そのいっぽうで POEA や POLO などの公的機関における書類審査が厳しく時間を要するため、日本企業が求める時期に人材が派遣できないという問題が生じているという(22)。

3 イゴロットの国際移動

(1) フィリピンの先住民とイゴロット

フィリピンは約110の民族言語グループからなる多民族国家で、彼らはその身体的特徴から、最初にフィリピン諸島に歩いて移り住んだと考えられるネグリートと、その後、船に乗ってやって来たマレー系諸族に大きく分けられるが、マレー系の人々はその到着時期によりさらに原始マレー、古マレー、新マレーに分類される〔合田 1999〕。これらのうちフィリピン国民の大多数を占めるのは新マレーで、この新マレーを除いた人々がフィリピンでは「先住民」とみなされるが、先住民の人口は約1,400~1,700万人で総人口の約一割を占めるに過ぎない。その分布も、ビサヤ諸島にもいくつかのグループが存在してはいるが、大半はミンダナオ島(61%)とルソン島北部(33%)に集中している。歴史的に彼らは、フィリピンを植民地支配したスペイン人やアメリカ人によってキリスト教化された低地民たちから差別され、政治的、経済的に周縁化されてきた人々であって、その多くは依然として「伝統的」な生活を維持し続けている。

上述のように、先住民が多く住む地域はミンダナオ島地域とルソン島北部だが、ミンダナオ島にはムスリムが多く住む南西部の州を中心にバンサモロ・ムスリムミンダナオ自治地域が設置されており、この地域では暫定自治政府が発足し、2022年のバンサモロ自治政府の設立に向けた準備が進んでいる。いっぽうルソン島北部にはイゴロット Igorot と呼ばれる山地民が集住しており、ここにはコルディリェラ行政地域が設けられている。この地域は 1987年に創設されたもので、その範囲はルソン島北部を縦断するコルディリェラ山脈地帯(Cordillera Central)のほぼ全域を包摂し、行政的にはアパヤオ州(Apayao)、カリンガ州(Kalinga)、アブラ州(Abra)、マウンテン州(Mountain)、イフガオ州(Ifugao)、ベンゲット州(Benguet)の6州と、ベンゲット州に位置する高度都市化市バギオ(Highly Urbanized City Baguio)からなる(図4)。これら2つの地域には、他の地域同様、中央省庁の出先機関が配置されているほか、開発計画を策定する地域開発協議会

(Regional Development Council: RDC) が置かれている。フィリピンでは、地域はあくまでも自治権を有しない行政区画であるが、この2地域とマニラ首都圏については中央政府の予算配分を受けることになっている「国際協力機構 2006:102〕。

次に、この低地民たちから差別され政治的、経済的に周縁化されてきたとされる 先住民の貧困との関係についてみてみたい。2019年のフィリピン全体の1人あた り名目 GDP は 181.907 ペソ、マニラ首都圏が 462.779 ペソであるのにたいし、コル ディリェラ行政地域は179,752ペソ、バンサモロ・ムスリムミンダナオ自治地域は 55.151 ペソだった。いっぽう 2018 年の平均世帯収入と支出については、フィリピ ン全体の平均が約 26 万 7.000 ペソ (うち支出は約 20 万 3.000 ペソ)、マニラ首都圏 が約40万ペソ(支出約32万1.000ペソ)なのにたいし、コルディリェラ行政地域 は約30万5,000ペソ(支出約19万9,000ペソ)、バンサモロ・ムスリムミンダナオ 自治地域は約13万1.000ペソ(支出約10万1.000ペソ)であり、コルディリェラ 行政地域はフィリピン全体の平均よりも所得が多いにもかかわらず支出が少ないこ とが分かる。これを貧困率で見ると、先に述べたように、バンサモロ・ムスリムミ ンダナオ自治地域の貧困率が55.4%ともっとも高く、コルディリェラ行政地域は 13.8%と比較的低いが「PSA 2019a:iv」、それぞれの OFWs の占める割合につい ては前者が2.1%、後者が1.8%と似通った数字になっており、この2つに限ってみ れば、同じ先住民であっても貧困と OFWs の数の相関関係は同じではないといえ る(23)。

このように、フィリピンでもっとも社会的、文化的、経済的に周縁化されている 先住民であっても地域によって社会の状況は異なっており、とりわけバンサモロ・ ムスリムミンダナオ自治地域では独立を求めるムスリムの武装勢力と政府軍による 武力衝突が続いていたため、その影響を被って開発が大幅に遅れ、貧困問題が深刻



図4 コルディリェラ行政地域(筆者作成)

化している。そのため、ここではそうした特殊な事情をかかえるバンサモロ・ムスリムミンダナオ自治地域ではなく、フィリピンの先住民のなかでも比較的豊かなコルディリェラ行政地域に住むイゴロットと呼ばれる人々の国際移動について、みていくことにしたい。

(2) イゴロットと呼ばれる人々

イゴロット Igolot とは、フィリピン・ルソン島北部を縦断するコルディリェラ山 脈地帯周辺域に住む古マレー系の先住民の総称で、具体的にはアパヤオ州に住むイ スネグ族(Isneg)、カリンガ州に住むカリンガ族、アブラ州に住むティンギャン族 (Tinguian)、マウンテン州に住むボントック族 (Bontok)、イフガオ州に住むイフ ガオ族、ベンゲット州に住むイバロイ族(Ibalov)、ベンゲット州北部およびマウ ンテン州西部に住むカンカナイ族(Kankanay)などがこれにあたる(図 4)。先の 長時間労働による過労死と認定されたジョーイはこのカンカナイ族で、ベンゲット 州に接するマウンテン州西部のバウコ郡出身である。このイゴロットという名称は、 もともと西海岸や低地に住む人々が交易をするために隣接する山岳地帯からやって 来た人々を呼び現わすための用語であり、字義通りイゴロットのゴロット golot は 58-61]。しかし、スペインとアメリカがフィリピンを植民地支配し、西欧的な価値 尺度でもってイゴロットたちを「未開人」とみなすようになると、イゴロットとい う名称自体もまた差別的な意味をもつようになっていき [Scott 1969:154-172]、 こうした植民者の「まなざし」は植民地支配が終わった後でさえ解消されることは なく、低地に住むキリスト教民によって継承されていったという〔Scott 1982 (1974):ix-x]。イゴロットの住むコルディリェラ山脈地帯の周辺は、急峻な山岳 地帯のため外界からのアクセスが困難であり、スペインもアメリカも完全に彼らを 「文明化=キリスト教化」させることができず、その多くが今も「伝統的」な村落 や共同体で生活している。しかし、グローバル化の影響はすでにこのような「辺境」 の地にも及んでおり、彼らの生活空間もまた「伝統的」な村落から町へ、マニラへ、 そして海外へと広がりつつあって、「伝統的」な社会にもさまざまな影響が見られ るようになった。

イゴロットは異なる民族集団の集まりであるが文化的には多くの共通点がみられ、そのひとつに社会の階層化がある。一般にイゴロットの社会は、鉱山労働を生業とするイバロイ族を除き、大きく富裕層と貧困層に階層化されており〔Castro 2000〕、たとえばボントック族の場合、富裕層と貧困層ないしは富裕層と中間層、貧困層の3つの層に社会全体が階層化されていて、社会階層の高いものがさまざまな場面で強い発言権をもち、周囲の人々からは羨望と尊敬のまなざしでみられてきた。ただし富裕層としての地位につくことができるのは「富裕層の家筋」に生まれた者だけであり、富裕層であるということと経済的な豊かさとが必ずしも一致するとは限らず、現実には貧困層のほうが豊かであるという場合も多い。しかし、たとえ貧困層

が出稼ぎや商売で成功し、たくさんの現金収入を得ることができるようになっても、 富裕層の出身でない限り富裕層と同じにみられることはなく、彼らは別のカテゴ リーの人間として多少の侮蔑の意味を込めた名称で呼ばれてきた「森谷 2004: 156-178]。しかし近年の OFWs の増加は、これまでの富裕層としての社会的地位 や富裕層と貧困層との関係に変容をもたらしつつあり、国際移民労働によってもた らされる豊かさは、上述したような周囲から社会的な尊敬を受けることのなかった かつての豊かさとは異なり、イゴロットの社会でもそれが大きな力をもち始めてい る。彼らにとって新しいカテゴリーとしての OFWs には富裕層と貧困層との区別 がなく、そもそも富裕層からも多くの OFWs が輩出されているのであって、最近 ではこの OFWs が帰国後に村落内でのさまざまな問題を解決する際に大きな影響 力をもつようになってきたという。いっぽう OFWs の増加は、「伝統的 | 性別役割 分業にも影響するようになり、たとえばボントック族の社会では、かつては成人女 性が生業活動の主たる担い手であり、男性は村落や家族を守る戦士であったが、現 在では男性のそうした役割はほとんど失われ、代わって男性には出稼ぎなどによっ て「現金収入を得る」という新たな役割が期待されるようになっているという〔森 谷 2010:32-33]。

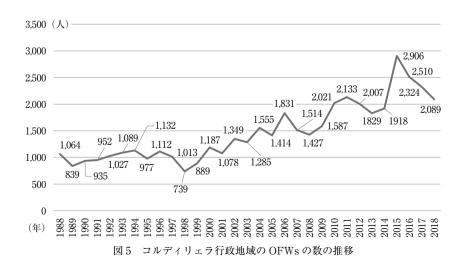
(3) 貧困と国際移動

コルディリェラ行政地域の国際移民労働の特徴としては、男女とも高等教育を受けている者の比率が高いことと [PSA 2019b:19-20]、家内労働や看護師、介護士などの専門職として多くの女性が海外に排出されていることがあげられる。これらの職種、とりわけ専門職は英語が堪能、さらには専門的な知識を習得していることが必要であり、その多くが、子どもに高等教育を受けさせることのできる比較的裕福な家族の成員であることはいうまでもない [森谷 2010:34]。しかしながら今では、海外に在住する親族や友人の援助や情報提供により、あるいは、自分自身でさまざまな情報にアクセスすることが可能となったおかげで、さまざまな家族のイゴロットがよりよい生活を求めて海外へ向かうようになっており、労働力不足が深刻化する国で単純労働者として働くようになった。とりわけ農業を生業とする勤勉なイゴロットは農業などの分野で重宝がられているという。

こうしたコルディリェラ行政地域の OFWs の送り出し要因について貧困との関係をみてみると、2019 年のフィリピン全体の 1 人あたり名目 GDP との大きな違いはなかったが、OFWs の占める割合は 1.8%と比較的低かった。また貧困率も比較的低いが、2018 年の貧困率を州別でみるとアブラ州は 29.5%、アパヤオ州は 23.2%、ベンゲット州は 6.1%、イフガオ州は 15.5%、カリンガ州は 12.3%、マウンテン州は 24.4%となっており、州による格差が大きいことが分かる。またフィリピンには、貧困ラインとは別に「生きるために必要なカロリーを満たすための食糧ニーズのみを基準とした食糧貧困ライン」という指標があるが、コルディリェラ行政地域の食糧貧困ラインは 8.616 ペソで、それ以下の収入で生活している人は全体で 6.0%、

州別でみるとアブラ州は15.3%、アパヤオ州は11.2%、ベンゲット州は2.5%、イフガオ州は5.0%、カリンガ州は4.7%、マウンテン州は10.1%となっており、これらのことからコルディリェラ行政地域全体の貧困率は比較的低いが、生活に困窮している人も少なからずいることが分かる[PSA 2009a、2009b]。いっぽうフィリピン全体の年間収入の五分位では、OFWsの占める割合は第Iが14.6%、第IIが21.6%、第IIが24.4%、第IVが22.5%、第Vが16.9%となっており、これらのことを総合すると、コルディリェラ行政地域では比較的豊かな層の人々が多く海外へ移動しているだろうことが推察される。OFWsの数も延べ数でみれば、過去1年以内にOFWsだった人がいる家族の割合は9.0%、1年以上前にOFWsだった人がいる家族の割合は8.3%、現在OFWsとして働いているがそれ以前にもOFWsの経験がある人がいる家族の割合は1.2%、現在OFWsとして働いているないしはかつてOFWsだったことのある人がいる家族の割合が16.0%、OFがいる家族の割合が11.0%と、かなりの人が海外で働いたことがある、あるいは今も働いていることがわかる「PSA 2009b:24]。

生業活動からみると、イゴロットの多くは「伝統的」に農業に従事しており、かつては農閑期に女性が畑での作業に従事し、男性が近隣の州の鉱山などに出稼ぎに行く国内移動が多かった。とりわけ土地をわずかしかもたない人々は、通常、共同労働や小作で生業を立てるか、村落を離れ町や鉱山で働くことになる。統計でみれば、公務員など給与所得のある世帯は48%と全体として少ないが⁽²⁴⁾、彼らの多くは個人経営の農家であって、そのほとんどが自給するための米や野菜などを主に栽培しているため、統計に表れる平均年収は必然的に低くなる。このように、その多くが給与所得者ではないうえ食料を自給できるイゴロットにとって統計上の貧困率がそのまま実際の貧困状況を反映しているとはいえないが、農家であれば自然災害



(Commission on Filipinos Overseas: CFO のデータをもとに筆者作成⁽²⁵⁾)

50 (167)

の影響も受けやすく、その生活は決して安定しているとはいえない。OFWs とな る直接の動機はこうした農作物の不作や被害はもとより、家族の病気や事故など困 難な経済状況から抜け出すため、あるいは国内に就職がない、より多くの知識と高 度な技術を得るためなどさまざまであろうが、たとえどのような動機であろうと彼 らを海外へ向かわせる最大の魅力は給料の高さであり〔森谷 2010:38〕、彼らにとっ て貨幣経済の浸透やグローバリゼーションの影響が現金収入を求めて国際移動する 契機となっているのはいうまでもないだろう。しかも、これまで中央へのアクセス が困難で、政治的、経済的に周縁化されてきた彼らの社会環境が大きく変容したこ とで、物理的な距離を越えて情報がやり取りされるようになり、それが国際移民労 働を加速させている。たとえばインターネットや携帯電話の普及により、これまで ラジオや半日遅れでやってくる新聞によってもたらされていたさまざまな情報が簡 単に瞬時に得られるようになり、日比経済連携協定(The Japan-Philippines Economic Partnership Agreement:IPEPA)による看護師、介護福祉士候補の日 本への送出しのような海外の求人への応募もウエブ登録が可能となった。いっぽう 町にはインターネット・カフェができ、大きな家やビルが立ち並び、さまざまな小 売店が軒を連ねるようになった。その多くは OFWs として働いて得た資金を元手 に作られたものであり、また地方でも家族の送金によって建てられた「出稼ぎ御殿」 が増加しており、そうした経済的な「成功」への憧れが人々をさらに国際移動へと 向かわせることになる。

とはいえ、イゴロットが故郷や家族のもとを離れて出稼ぎに行くという行為自体 は目新しいことではなく、その移動先が海外である国際移動もかなり以前からみら れる。しかしコルディリェラ行政地域では2000年頃からその数が増加しており(図 5)、海外送金についても、2018年に海外送金を受け取った者は15%にも及んでおり、 国際移動労働の経済的な貢献がここでも大きいことが分かる。いっぽう就労先での 生活については、さまざまな支援を受けることのできる親族が近くにいた者が 27.0%、友人がいた者が 10.5%、親族と友人の双方がいた者が 13.7%を占め、その 多くが不慣れな海外でお互いに助け合って働いていたことが統計から読み取れる。 帰国後については、家族の生活を支えるのに十分以上の収入を得られたという人が 7.5%、十分であったという人が 76.2%、不足しているという人が 16.3%で、その 大半は国際移働の最大の目的をほぼ果たすことができたことになる。そのいっぽう で帰国後、何らかの問題があったと回答した人も52.8%おり、そのうちで1番多かっ たのがフィリピンで次の仕事を探すのが大変だったということで(70.8%)、社会 生活になじめない(15.0%)、新しい事業を起こすのに問題があった(12.7%)、自 分の技術に見合った仕事を探すのが難しい(7.2%)、海外で身に着けた技術を生か す職業をフィリピンで探すことができない(2.6%)、防犯上の問題(0.7%)と続い ている [PSA 2019b]。

(4) OFW として生きる

2018年10月、アブラ州とアパヤオ州出身の2人のOFWとその家族が、2018年 のコルディリェラ行政地域の理想的な OFW 家族 (Model OFW Family of the Year Award:以下 MOFYA) に選出された。OWWA の代表者によると、「OFWs が経済的に成功するのは比較的容易だが、家族との関係を良好に保ち、それを成功 に結び付けるのは難しい」として、選出にあたっては彼らがただ単に経済的に成功 しただけでなく、家族が強い絆で結ばれているという点を高く評価したという。こ の MOFYA の表彰は毎年行われるが、その目的は「OFWs は、たとえ離れて暮ら していても家族と良好な関係を維持し、経済的に成功することができる」というこ とを人々に知ってもらうことにあるようだ。たとえば、このときの受賞者の1人で あるアブラ州出身の男性は2017年に帰国し、現在はアブラ州で18ヘクタールの有 機農場を経営している。この土地は、彼がまだ独身だった 1980 年代に電気技師と してサウジアラビアとオーストラリア、ニュージーランドに渡ったときから、結婚 後の 2009~17 年に妻と 3 人の子どもをフィリピンに残し、悲しみと寂しさに耐え ながら海外で架線作業員として働いて蓄えたお金で得たものである。長い孤独な生 活が続いたが、夫婦と3人の娘は強く結びついていたため、娘たちを立派に成長さ せることができたという。もう一人のアパヤオ州出身の男性は、最初、バギオ市に あるバギオ・カントリークラブ (Baguio Country Club) で 2 年間ウェイターとし て働いたが、その後、大学で船舶工学を専攻していたこともあってクルーズ船の調 理員として働き、2007年には国際航路のクルーズ船に下級調理員として雇われた。 そのおかげで彼はアパヤオ州に家を建て、妻に小さな店と8ヘクタールの水田を持 たせることができたという。妻は「夫の仕事は、私と7歳と5歳の子どもに快適な 生活を与えてくれた。夫はクルーズ船で働いてもう10年になるが、いつも私のや りたいことを支え続けてくれている。私たちはお互いに支え合っているからビジネ スも家族の関係もうまくいっている。私たちはいつも長距離電話で話していて、そ こで色々なことを話し合い、家族に関わることは何でも一緒に決めている」と述べ る⁽²⁶⁾。

こうした OFWs の「成功話」は、マスメディアを通してフィリピン中の人々に 周知され、これを聞いた人々は自分たちもそうなりたいと海外へ思いを馳せるよう になる。しかし実際は、フィリピンでは子どもの反抗や虐待、ハラスメント、不倫 など、残された家族にかかわる問題が OFWs にとってもっとも深刻な問題の1つであり、長期間にわたる国際移民労働はしばしば家族崩壊を引き起こす⁽²⁷⁾。それ 以外にも、先に述べたジョーイのように、過酷な労働やストレスによって心身の不調が起きたり、犯罪に巻き込まれたりすることもしばしばある。また、金銭的なトラブルや仕事先での不当な扱いなど、そこにはさまざまな問題があることも忘れて はならないだろう。

おわりに

吉田は、技術革新や産業構造の再編、雇用形態の変容により、職業階層と所得の二極分化が進むなか先住民も雇用者として平地民の労働市場に参加するようになったが、平地民と比べて先住民が底辺に位置付けられており、低賃金で不安定な下層労働や職業威信体系のなかで周辺的な職種に就労し、その結果、生活が窮乏化することになり、また先住民内でも格差が生じつつあると指摘する〔吉田 2018:17-18〕。先住民とされる人々は、フィリピンでは少数派であるがゆえに多数派である低地キリスト教民たちから政治的、社会的、文化的に阻害され周縁化されてきた人々であって、現在、彼らが経済的、政治的に直面している大きな問題は、国内・国際社会の経済体制に急速に組み込まれたということと、国内外からの資本の進出と生態系の破壊が人々のアイデンティティーと文化の崩壊を引き起こしていることであるという〔エヴィオータ 2000:277-289〕。

両者のいうように、確かにフィリピンの先住民はフィリピン国内においては平地 民と比べて底辺に位置付けられることが多い。しかしながら、国際市場という舞台 においては、移住先で彼らは平地民であろうが先住民であろうが同じ「フィリピン 人」に過ぎず、たとえば日本では日本人と単純労働に従事する外国人労働者という 二極分化のなかで同じように底辺に位置付けられることになる。もちろん国際移民 労働に向かうのは低地民が多いが、グローバル化の進展は先住民たちにもその機会 をもたらすようになり、とりわけ比較的豊かで、進学率の高いイゴロットの社会で は、社会的、文化的、経済的に周縁化されてきたとされる彼らの多くが、富裕層、 貧民層にかかわらず国際移民労働によって経済的な成功を手にすることができるよ うになった。そして、そのような経済的成功が、富裕層と貧民層という「伝統的」 に階層化された社会を変革させつつあることがわかる。

そもそもイゴロット呼ばれる人々は、低地のフィリピン人がハワイのサトウキビ・プランテーションで農作業に従事していた 20 世紀の初めには、すでにその多くが興行を打つためにアメリカやヨーロッパに渡っており、そこでたくさんの現金を手に入れ、それによって本来なら貧困層が手にすることのできない富裕層の貴重な相続財を購入したり、そのお金で子孫たちに教育を受けさせることで、富裕層が担う「伝統的」な村の役職にかわる「近代的」な社会制度のなかで役職に就き地位や名誉を得ることを可能にさせたりしてきた〔森谷 2021〕。

こうして彼らは、さまざまな困難をかかえながらも、それまでの伝統的なヒエラルキーで固定化された文化とは異なる文化を創り出してきたのであって、必ずしも「家族のために犠牲になって働く無力で受け見の存在」ではなく、それは、コンスタンブルのいうように、彼らが、自らの意思で自分たちの人生を切り開く主体であり〔Constable 2007〕、一つの生業戦略として国際移民労働を利用していることの証でもあるだろう。

〈注〉

- (1) 『朝日新聞』2015年7月19、20、21日記事および『日本経済新聞』2016年10月18日記事より
- (2) 厚生労働省「平成 31 年 / 令和元年労働災害発生状況の分析等」(https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000633584.pdf、2020 年 12 月 10 日アクセス)
- (3) POEA ホームページおよび OWWA ホームページ参照 (http://www.poea.gov.ph/、https://owwa.gov.ph/、2020 年 12 月 10 日アクセス)
- (4) これによって、フィリピンの 10 年後の完全独立が約束され、同法にもとづき 1935 年には憲法を制定、フィリピン独立準備政府 (Commonwealth) が発足した。
- (5) 国際連合人口基金ホームページ参照 (https://www.unfpa.org/data/world-population/PH、 2020 年 12 月 10 日アクセス)
- (6) フィリピンには、近隣する複数の州、高度都市化市、独立構成市から構成される行政区画として 17 の地域 (Region)、すなわちイロコス (Region I)、カガヤンバレー (Region II)、中部ルソン (Region III)、カラバルソン (CALABARZON: Region IV-A)、ミマロパ (MIMAROPA: Region IV-B)、ビコール (Region V)、西部ビサヤ (Region VI)、中部ビサヤ (Region VII)、東部ビサヤ (Region VIII)、サンボアンガ半島 (Region IX)、北部ミンダナオ (Region X)、ダバオ (Region XI)、中部ミンダナオ (Region XII)、カラガ (Region XIII)、マニラ首都圏 (National Capital Region: NCR)、バンサモロ・ムスリムミンダナオ自治地域 (Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao: BARMM)、コルディリェラ行政地域 (Cordillera Administrative Region: CAR) がある。
- (7) PSA ホームページ参照 (https://psa.gov.ph/content/total-number-ofws-estimated-22-million、2020 年 12 月 10 日アクセス)
- (8) 外国の市民権ないしは永住権をもつフィリピン人、両親のどちらかがフィリピン人の子、留 学中のフィリピン人がこれに含まれる。
- (9) 世界銀行のデータによると 2019 年の GDP に占める家計最終消費支出の比率は 73.21%で、この割合は 1960 年からほとんど変わっていない (The Global Economy. Com: https://www.theglobaleconomy.com/Philippines/household_consumption/、2020 年 12 月 10 日アクセス)。
- (10) 世界銀行統計参照 (https://www.worldbank.org/en/topic/migrationremittancesdiasporaiss ues/brief/migration-remittances-data、2020 年 12 月 10 日アクセス)。
- (11) フィリピン政府によると「貧困ライン」とは、基礎的な食糧および非食糧ニーズを満たすために最低限必要な収入ないし支出で、「貧困層」とは、政府によって定められた貧困ラインを下回る収入しか得られない個人および世帯と定義されている。「貧困率」は貧困ライン以下の人口または世帯が、全体の人口または世帯に占める割合である〔PSA 2019a〕。なお、2021年1月現在1ペソは約2.15円である。
- (12) PSA ホームページ参照 (https://psa.gov.ph/statistics/survey/labor-and-employment/surve v-overseas-filipinos/table、2020 年 12 月 10 日アクセス)
- (13) 「五分位階級」とは、全ての世帯を毎月の実収入(現金収入)、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で五等分して五つのグループを作った場合の各グループのことで、収入の低い方から順次第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲ、第Ⅳ、第 V五分位階級という(総務省統計局ホームページ:http://www.stat.go.jp/data/kakei/kaisetsu.html#p9、2021年1月4日アクセス)。
- (14) 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ参照(https://www.mhlw.go.jp/stf/new page 09109.html、2020 年 12 月 10 日アクセス)
- (15) 注14に同じ

- (16) 国際人材協力機構ホームページ参照 (https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/、2020年12月 10日アクセス)
- (17) 厚生労働省ホームページ参照 (https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Sho kugyounouryokukaihatsukyoku/0000204970_1.pdf、2020 年 12 月 10 日アクセス)
- (18) 厚生労働省ホームページ参照 (https://www.mhlw.go.jp/content/000335597.pdf、2020 年 12 月 10 日アクセス)
- (19) 国際人材協力機構ホームページ参照 (https://www.jitco.or.jp/ja/skill/、2020 年 12 月 10 日 アクセス)
- (20) 外国人技能実習機構ホームページ参照 (https://www.otit.go.jp/、2020年12月10日アクセス)
- (21) 厚生労働省ホームページ参照 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00001854 30.html、2020 年 12 月 10 日アクセス)
- (22) JICA 農村開発部調査報告資料「外国人材の各国制度をとりまく状況と課題」(https://www.jica.go.jp/information/seminar/2019/ku57pq00002lvq1z-att/20200116_01_03.pdf、2020年12月10日アクセス)
- (23) 注7に同じ
- (24) PSA ホームページ参照 (https://psa.gov.ph/content/statistical-tables-2018-family-income-an d-expenditure-survey、2021 年 1 月 3 日アクセス)
- (25) Commission on Filipinos Overseas ホームページ参照(https://cfo.gov.ph/statistics-2/、2021 年1月3日アクセス)
- (26) Sun Star Philippines より(https://www.sunstar.com.ph/article/164597/Business/Baguio-brood-hailed-as-model-OFW-family、2021年1月3日アクセス)
- (27) Pinov OFW より (https://thepinovofw.com/ofw-problems/、2021 年 1 月 3 日アクセス)

〈参考文献〉

Ang, Alvin

2009 Workers' Remittances and Its Impact on Rural Development in the Philippines. *Asia-Pacific Social Science Revew*, 9-2: 63-77.

エヴィオータ、エリザベス・ウイ

2000 『ジェンダーの政治経済学』明石書店。

Castro, N. T.

2000 A Peek into Cordilleran History, Culture, and Society: In Search of Self determination, In Asuncion D. Maramba ed., *Seven in the Eye of History*. Anvil Publishing, Inc., Philippines.

Constable, Nicole

2007 Maid to Order in Hong Kong: Stories of Migrant Workers. Second Edition, Cornell University Press.

合田濤

1999 「民族と言語」綾部恒雄・石井米夫編『もっと知りたいフィリピン』第2版、弘文堂。 Guy, G. S.

1958 The Economic Life of the Mountain Tribes of Northern Luzon, Philippines. *Journal of East Asiatic Studies*, 7-1: 1-88.

ILO (International Labour Organization)

2004 Towards a Fair Deal for Migrant Workers in the Global Economy. International Labour Conference, 92nd Session, Report VI.

岸脇誠

2015 「フィリピンから湾岸協力会議諸国への国際労働移動:サウジアラビアの事例を中心に」 『神戸国際大学経済経営論集』35-2:25-56。

小井士彰宏編

2003 『移民政策の国際比較』明石書店。

国際協力機構

2006 『地方行政能力向上―インドネシアを事例として―』テーマ別評価報告書。

宮入隆

2018 「北海道農業における外国人技能実習生の受入状況の変化と課題―制度改正を目前に控えた 2016 年までの分析結果―」『開発論集』101:117-143。

森谷裕美子

2004 『ジェンダーの民族誌』九州大学出版会。

2010 「周縁に生きる人々と国際移動―フィリピン先住民族社会における看護師の国際移動とジェンダー―」『国際ジェンダー学会誌』8:25-45。

2021 「1904 年セントルイス万国博覧会と『ボントック頌歌』」『東アジアにおける南島研究』 春風社(印刷中)。

二村泰弘

2005 「第7章 フィリピンの海外労働者―「出稼ぎ」と貧困のジレンマ」「「貧困概念」基礎研究 調査研究報告書』アジア経済研究所。

Philippine Statistics Authority (PSA)

2019a Official Poverty Statistics of the Philippines: First Semester 2018.

2019b 2018 National Migration Survey.

Scott, W. H.

1969 On the Cordillera. MCS. Enterprises Inc., Manila.

1982 (1974) The Discovery of the Igorots. New Day Publishers, Quezon City (Revised edition).

鈴木伸江

2009 「フィリピン人の移動・ケア労働・アイデンティティ―移動労働政策、ジェンダー化、 自己実現のはざまで―」『立命館言語文化研究』204:3-17。

Taylor, J.E.

2006 International Migration and Economic Development. International Symposium on International Migration and Development, Population Division, Department of Economic and Social Affairs, United Nations, Turin, Italy.

Tigno, J. V.

2000 The Philippines Overseas Employment Program: Public Policy Management from Marcos to Ramos, Public Policy 4-2: 37-86.

筒井徹

2020 『技能実習制度と中小企業』商工総合研究所調査研究事業。

山形辰史

1991 「フィリピンの労働者の海外送り出し政策」『三田学会雑誌』83、特別号-Ⅱ:145-166。 吉田舞

2018 『先住民の労働社会学―フィリピン市場社会の底辺を生きる』風響社。